

協議事項及び報告事項について

1. 目的

糸魚川市地域公共交通会議設置要綱第2条第1項第1号に定める協議事項について、具体的に項目を明示し、円滑な会議の運営を図る。

2. 協議事項及び報告事項の区分設定

○設定理由

「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」3.(1)に従い、協議が必要な事項と報告で足りうる事項を明確に整理したいため。

○糸魚川市地域公共交通会議設置要綱第2条第1項第1号に定める協議事項

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項

○区分設定

【協議事項】

「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」3.(1)のうち、

- ① 運行の態様（路線定期運行、路線不定期運行、区域運行）
- ② 運賃及び料金（種類、額、適用方法等）
- ③ 事業計画（使用車両に関するものを除く。路線、営業区域等）
- ④ 運行計画（運行回数及び運行時刻の変更に関するものを除く。運行系統、運輸をする期間等）
- ⑤ 路線又は営業区域の休廃止等
- ⑥ その他必要と認められる措置

【報告事項】

「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」3.(1)のうち、

- ③ 事業計画（使用車両に関するもの）
- ④ 運行計画（運行回数及び運行時刻の変更に関するもの）